

(別紙)

上申書 1

織原との事件について、以下のとおり申し述べます。

- ・私も、男を求める援助交際に使われている電話ダイヤルで初めて会った男性の部屋に行き、2人きりで酒などを飲むわけですから、普通のセックスの了解はしていました。
- ・私が飲んだインドの酒についてですが、私が調書で述べたとおり、私の目の前で私が飲んだものと同じものを透明なガラスのショットグラスで織原は合計2杯一気に飲んだことははっきり見ており、これは間違いありません。
- ・織原は、このインドの酒はプレイのための変貌が出来る儀式だ、と言っていました。
- ・私が調書で述べたとおり、このインドの酒は変な臭いがし、非常にあやしそうなものであることは一目でわかりました。色は思い出してみると、茶色っぽい色でした。このインドの酒は、別に織原から脅されて飲んだわけではなく、遊びとして自分で自発的に飲みまし

た。

私は当時、新宿のホストクラブに50万円の借金を作り、7万円を返し43万円が残っており、織原と逗子マリーナに行った次の夜、織原の部屋から借金返済を迫る森田秀と電話で大喧嘩をしましたが、織原がこのホストとの喧嘩を録音しているとは知りませんでした。織原から貰った5万円は、東京に着いたその日織原と別れてからすぐにこのホストと会って残りの借金の一部としてホストに渡しました。織原からこの5万円を貰ったのは、6月4日逗子の織原の部屋に入ってからインドの酒を飲む前であったかも知れません。6月5日は二日酔いでしたが、翌日の6月6日からは元気で普段と変わりませんでした。

私の調書では言いませんでした。東京に戻ってからすぐに織原の携帯に私の携帯から何度も電話をしたことがありました。ホストクラブの残りの借金を返すため、できれば織原から借りようと思ったからです。

織原を告訴したのは、刑事さんに強く説得されてやったものであり、私から進んでやったものではありません。

ん。

平成17年4月26日

(別紙)

上申書 2

私は、平成12年（合わ）第580号事件の被告人織原城二より合計300万円の迷惑料を受領いたしました。これによって、私は織原城二との件はすべて解決済と考え、宥恕いたします。

従って、起訴後の取下げは出来ないという事がありますが、私としては刑事罰を求めるつもりはありませんので、私の事件については取り下げて頂きたいと思います。

また、私と織原とのプレイビデオは織原の裁判に利用されないことは勿論のこと決して人目に触れることのないように即刻破棄して下さいようお願い申し上げます。

以上のとおり上申いたします。

平成17年4月26日

この郵便物は平成18年11月8日第
書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。
東京高等裁判所内郵便局長



上 申 書

東京地方裁判所刑事第 5 部御中

私は、平成12年（合わ）第580号事件の被告人織原城二より合計300万円の迷惑料を受領いたしました。

これによって、私は織原城二との件はすべて解決済と考え、宥恕いたします。

従って、起訴後の取下げは出来ないという事ではありますが、私としては刑事罰を求めるつもりはありませんので、私の事件については取り下げて頂きたいと思います。

また、私と織原とのプレイビデオは織原の裁判に利用されないことは勿論のこと決して人目に触れることのないように即刻破棄して下さいようお願い申し上げます。

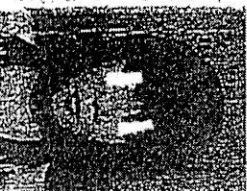
以上のとおり上申いたします。

平成17年4月26日

静岡県

(印) 山



氏名	岡山		昭和54年	月	日生
本籍	静岡県				
住所					
交付	平成15年 1 月				
交付の 事由等	普通AT車に 眼鏡等				
番号	第				
一 等	平成00年00月00日				
二 等	平成12年11月07日				
三 等	平成00年00月00日				
 国土交通省 公安委員会					

上 申 書

東京地方裁判所刑事第5部御中

私は、平成13年（合わ）第303号事件の被告人織原城二より私の納得する額の迷惑料を受領いたしました。

これによって、私は織原城二との件はすべて解決済と考え、宥恕いたします。

従って、起訴後の取下げは出来ないという事ではありますが、私としては刑事罰を求めるつもりはありませんので、私の事件については起訴及び告訴を取り下げて頂きたいと思います。

また、私と織原とのプレイビデオ及び写真等は織原の裁判に利用されないことは勿論のこと決して人目に触れることのないように即刻破棄して下さいようお願い申し上げます。

以上のとおり上申いたします。

平成17年12月23日

東京都

八幡



國民健康保險者證		平成19年 0月30日	
証号 12-90 番号			
氏名	八幡	性別	女
生年	昭和44年	月	7月
交付年	平成17年	月	10月
交付日	平成17年	日	1日
氏名	八幡	住所	
氏名	八幡	住所	
保険番号		署名	

上 申 書

東京高等裁判所第4刑事部 御 中

私は、平成19年(う)第1294号事件の被告人織原城二から合計金400万円の和解金の支払を受けました。

これによって、私は、織原城二との件はすべて解決済と考え、同人を宥恕いたします。

したがって、起訴後の告訴取下げは出来ないということですが、私としては、上記事件につき、織原城二に対して刑事罰を求めるつもりはありませんので、私の刑事告訴を取り下げさせていただきたいと思います。

また、上記事件につき、証拠として採用された私に関するプレイビデオ及び写真、以後、上記事件の裁判資料としてはもちろん、いかなる目的であれ、一切人目に触れることのないように即刻破棄して下さいようお願い申し上げます。

以上、上申いたします。

平成20年12月10日

前川



本事件の被害者であり前川麻衣子から内容を確認した上、本状の面前に署名したことを証明す。

弁護士 武原 孝子



先航渡

unless otherwise endorsed.

[illegible]

07 06 2017 14:03:11

[illegible]

旅券
PASSPORT

種別/Type JPN 登録番号/Passport No. TH1056792

姓/Surname
MAEKAWA

国籍/Nationality
JAPAN

性別/Sex F 登録地/Registered Domicile
TOKYO

発行年月日/Date of Issue 12 JUL 1987
有効期限満了 12 JUL 1992

署名/Signature of Issuer
MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS

P<JPNMAEKAWA<<MAIKO<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<
TH10567924JPN7410080F1607129<<<<<<<<<<<<<<<QZ

上 申 書

東京地方裁判所刑事第5部 御 中

私は、平成12年(合)第580号事件の被告人織原城二から金350万円の和解金の支払を受けました。

これによって、私は、織原城二との件はすべて解決済と考え、同人を宥怒いたします。

したがって、起訴後の告訴取下げは出来ないということですが、私としては、上記事件につき、織原城二に対して刑事罰を求めるつもりはありませんので、私の刑事告訴を取り下げさせていただきたいと思います。

また、上記事件につき、証拠として採用された私に関するビデオ及び写真は、以後、上記事件の裁判資料としてはもちろん、いかなる目的であれ、一切人目に触れることのないように即刻破棄して下さいようお願い申し上げます。

以上、上申いたします。

平成18年1月10日

住 所 東京都杉浦区

氏 名 山 崎 

上記署名につき、署名者持参の保険証、旅券及び同人と面識のある東京弁護士会所属杉浦正敏弁護士の立会いにより署名者が山崎氏本人であることを確認し、同人が本職の面前で作成したものであることを証明いたします。

国民健康保険 有効期限 平成 19 年 9 月 30 日
被保険者証 記号 番号

氏名 山崎
生年月日 昭和 43 年 月 日 性別 女
資格取得日 平成 10 年 3 月 日
交付日 平成 17 年 9 月 日
住所

世帯主名 山崎

保険者番号

保険者名 新宿区

ЗАЯВЛЕНИЕ

В 5-ый отдел по уголовным делам Токийского регионального суда

Я заявляю следующее:

1. Я получила денежную сумму в размере 3200000 (трех миллионов двухсот тысяч) иен в качестве компенсации от Дзёдзи Обары, обвиняемого по делу №Wa-303 за 2001 г.

На этом основании я полагаю этот инцидент с Дзёдзи Обарой полностью исчерпанным и прощаю его.

2. Хотя я понимаю, что отзыв обвинения, а также иска после предъявления обвинения невозможен, я не собираюсь требовать уголовного наказания и прошу отозвать мой иск и обвинение.

3. Видеозаписи и фотографии интимного содержания, на которых я заснята с Обарой, относятся к моей частной жизни, в связи с чем я прошу немедленно уничтожить их — таким образом, чтобы они не только не использовались в судебном деле Обары, но также ни в коем случае не показывались кому бы то ни было вообще.

Заверяю вышеприведенное заявление.

ул. Кольцова 2-22
Д

« » 2006 г.

Татьяна



上 申 書

東京地方裁判所刑事第5部御中

私は、以下のとおり上申いたします。

1、私は、平成13年（合わ）第303号事件の被告人織原城二より合計320万円の迷惑料を受領いたしました。
これによって、私は織原城二との件はすべて解決済と考え、宥恕いたします。

2、起訴後の起訴及び告訴の取下げは出来ないという事ではありますが、私としては刑事罰を求めるつもりはありませんので、私の事件については起訴及び告訴を取り下げて頂きたいと思います。

3、私と織原とのプレイビデオ及び写真は私のプライバシーであり、織原の裁判に使用されないことは勿論のこと決して人目に触れることのないように即刻破棄して下さいようお願い申し上げます。

以上のとおり上申いたします。

СООБЩЕНИЕ

1. 30 апреля 2000 г. в кафе «Каштейнз Кафе» в «Дзуси Марина» перед тем, как отправиться в комнату Обары в «Дзуси Марина», я получила от Обары золотую монету из чистого золота. При этом я поцеловала Обару в знак благодарности.
2. Денежная сумма, полученная в то время от Обары, составляла не 80000 (восемьдесят тысяч) иен, а 100000 (сто тысяч) иен.
3. В то время в комнате Обары я получила ожог ноги, однако в настоящее время он полностью прошел, и следа от ожога нет.

« » 2006 г.

ул. Кольцова 3-22

Татьяна



報 告 書

- 1 私は2000年4月30日、逗子マリーナの織原の部屋に行く前に逗子マリーナのレストラン・キャプテンズカフェで織原から純金金貨1枚をもらいました。その時私は、感謝の気持ちから織原にキスをしました。
- 2 当時織原から貰った金額は、8万円ではなく10万円でした。
- 3 当時織原の部屋で足にやけどをしました。今はすっかり治り、やけどの跡はありません。

Τελευτήν δὲ παρέστα ἀποσπένχέϊν πο

Extension of the passport

Паспорт є власністю України
This passport is the property of Ukraine

Ім'ям України Міністр закордонних справ України просить усіх, кого це може стосуватися, всіма можливими заходами полегшити поїздку, пред'явника пас-порта, подавати йому необхідну допомогу та за-хист.

Підпис пред'явника паспорта / Signature of bearer

W UKRAÏNA U UKRAINE U

ПАСПОРТ
PASSPORT

[illegible]

King Department / Code of State

Подпись № / Подпись №

• **F**

UKR

Principles / Summary

1st - per annum

TETIANA / TETYANA

Ergebnisse / Results

Два пир

26 ЛАП/JUL 78

674755

Место рождения / Place of birth

Y.

Ж/Ф ДОНЕЦЬКА ОБЛ. /

Дата визита / Date of visit

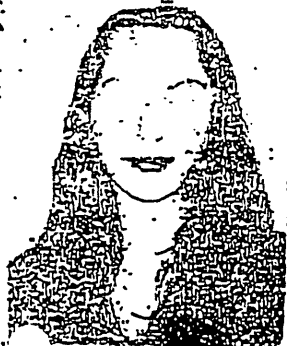
Organ. no. 6490 / Authority

26 CEP/AUG 99

0500

DATE OF EXP. /

26 SEP/AUG 09



Mova

380 -

3806.-

P<UKRNOVIKOVA<<TETYANA<<<<<<<<<<<<<<<<<<<
KC646636<3UKR7807264F0908265<<<<<<<<<<<<08